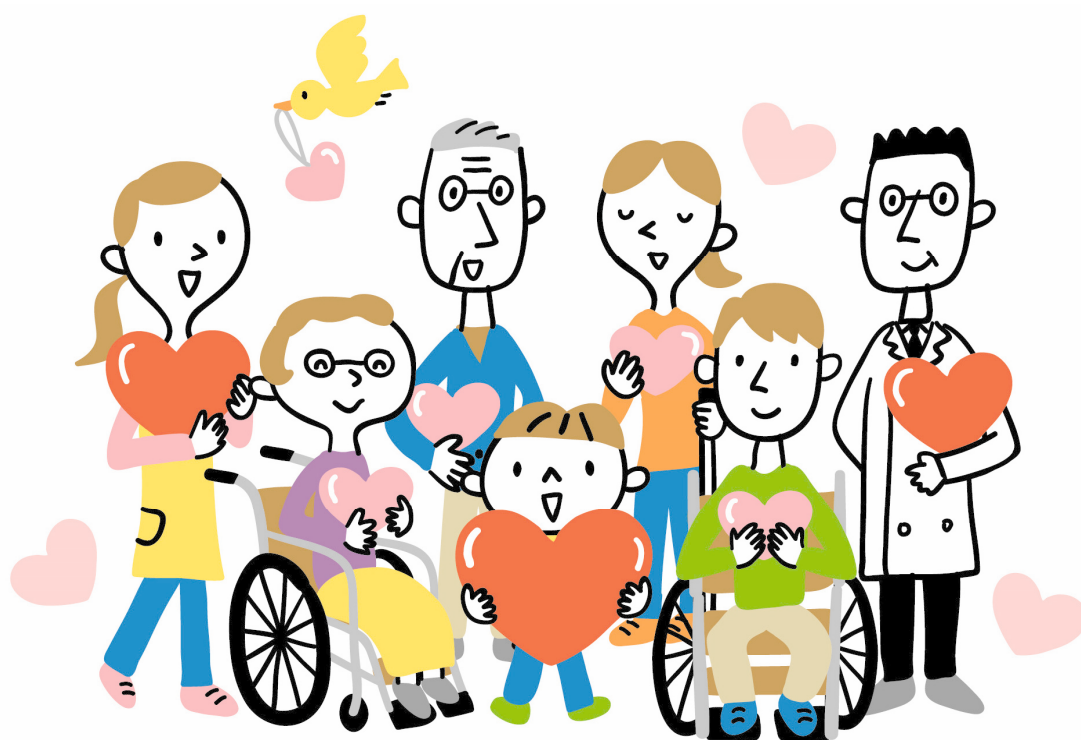


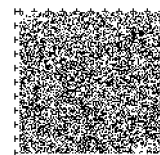
大津町障がい者基本計画 第7期大津町障がい福祉計画 第3期大津町障がい児福祉計画

概要版



誰もが認め合い、輝き、心ふれあう、共生のまちづくり

令和6年3月
熊本県 大津町



計画策定の趣旨と背景

国においては、平成 18 年 12 月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成 23 年の「障害者基本法」の改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」の施行など、条約の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。その後、障害者権利条約批准以降にも、平成 28 年には「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成 30 年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年には「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

近年、本町においては、平成 30 年 3 月に「障がいがあってもなくても、互いに心ふれあい、ともに歩むまちづくり」を基本理念に掲げた「大津町障がい者基本計画」を策定するとともに、令和 3 年 3 月には社会福祉制度の改革や多様化する障がい者や家族等のニーズに対応するため「第6期大津町障がい福祉計画」「第2期大津町障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての住民がいきいきと暮らすことができるよう、まちづくりを進めてきました。

このたび、本町のそれぞれの計画が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たな計画として策定しました。



計画の位置づけと計画期間

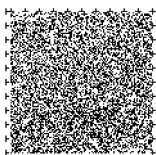
本計画は、本町のまちづくりの基本方針である「大津町振興総合計画」を最上位計画とします。また、福祉分野の上位計画である「大津町地域福祉計画」を踏まえた計画として、これらの上位計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

また、計画の期間について、「大津町障がい者基本計画」の期間を令和 6 年度～令和 11 年度の6年間、「第7期大津町障がい福祉計画」「第3期大津町障がい児福祉計画」の期間を令和 6 年度～令和 8 年度の3年間とします。

ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間について

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 基本計画	大津町障がい者基本計画			大津町障がい者基本計画					
障がい 福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画(予定)		
障がい児 福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画(予定)		



計画の基本理念

誰もが認め合い、輝き、心ふれあう、共生のまちづくり

本町ではこれまで、障がいのある人もない人も地域の一員として、住み慣れたところで自分らしく、こころ豊かにいきいきと生活できるまちづくりを進めてきました。また、常に変化し多様化・複雑化する支援ニーズに対し、地域と行政と事業者の連携のもと、必要な人に支援やサービスが届く体制の構築に努めてきました。

そのような中で、近年、SDGsの理念と共に、世界的に「ダイバーシティ&インクルージョン」の考えが普及し始めています。「ダイバーシティ&インクルージョン」とは、日本語では「多様性と包摂性」という意味であり、人種・国籍・性別・障がいの有無等に関わらず、それぞれの在り方や個性を誰もが認め合い、だれも差別や排除をされない社会をさします。この考えは、障がい福祉の普遍的な目標ともいえます。

本計画では、前回の成果や課題を踏まえながら、この「ダイバーシティ&インクルージョン」の考えのもと、障がいのある人を含め誰もが地域の中で認め合い、輝きと生きがいをもった生活ができるよう、「誰もが認め合い、輝き、心ふれあう、共生のまちづくり」を基本理念とします。



取り組み内容

基本理念の実現に向けた基本方針を6つ定め、それぞれに取り組みを推進します。

基本方針Ⅰ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 差別の解消の推進

障がいのある人が自立した生活を営むことのできる「福祉のまちづくり」のためには、住民一人ひとりが障がいについて正しく理解し、偏見や差別の解消を推進することがとても重要です。

理解促進に向けた広報・啓発や、学校と連携した福祉教育の充実に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進

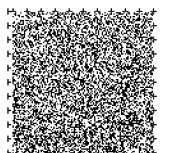
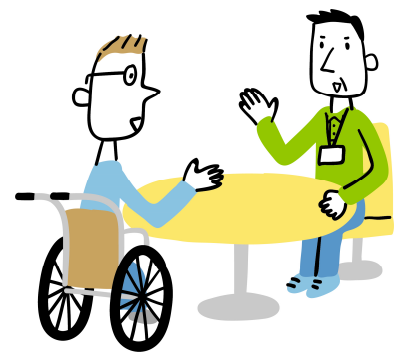
障がいのある人があらゆる場面において、障がいによる不利益を受けることがないように、事業者やさまざまな機関と連携した合理的配慮の普及や、意思疎通・意思決定も含めた権利擁護に取り組みます。

また、障がいのある人を虐待から守る取り組みを推進します。

(3) 情報提供の充実

障がいのある人が必要な情報を入手しやすくするため、アクセシビリティに配慮した情報発信や、わかりやすい情報提供に継続して取り組みます。

特に、障害福祉サービスの利用にあたっては、本人に不利益のないよう、「障がい福祉ガイドブック」等を活用し、制度やサービスについてわかりやすい情報提供に努めます。



基本方針2 生活支援のための環境づくり

(1) 重層的支援体制整備事業との効果的な連動

障がいのある人の不登校やひきこもり、また障害福祉サービス支援が必要でも支援につながっていない等の問題に対して、福祉全般に関連する事業として行っている重層的支援体制整備事業と効果的に連動し、保護者や家族、地域の相談等から、多機関での協働による支援やアウトリーチ（訪問）による支援等を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

障がいのある人の困りごとや悩みに対し、適切に対応できるよう、本町における相談員の資質向上に努めるとともに、障害福祉サービスの事業所や教育機関、また地域の民生委員児童委員とも連携を図りながら、相談支援体制の充実を図ります。

(3) 地域生活への移行支援

精神障がいの急性期や強度行動障がい等の理由により専門的支援が必要な人に対しては、入院や入所施設の果たす役割が重要であることに留意しつつ、障がいの程度の重い人についても、できる限り住み慣れた地域や希望する地域で生活することができるよう、住まいの供給やさまざまな障がいにも対応できる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

(4) 生活支援サービスの提供

地域で安心して生活できるよう、それぞれの状況やニーズに応じた適切な障害福祉サービス等の提供に取り組むとともに、経済的な負担の軽減にむけて、各種手当の支給や医療費等の助成、また福祉用具や日常生活用具の経費の助成に取り組めます。

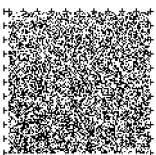
(5) 重度障がい児・者等への支援

重度の障がいがあっても希望する地域で生活できるよう、障害福祉サービスの供給や経済的負担の軽減、緊急時の体制整備など、多角的な支援に取り組めます。

また、医療的ケアが必要な人が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉が連携した支援に取り組めます。

(6) 介助者・保護者等への支援

障がいのある人の中心的な介助者は、多くの場合保護者や配偶者といった家族となっています。介助者が介助の負担を抱え込み、肉体的また精神的に追い詰められないことがないよう、介助者への相談支援や、介助者同士が知恵を共有したり悩みを相談できる場の充実、またレスパイトサービス等の充実に取り組めます。



基本方針3 保健・医療サービスの充実

(1) 障がいの早期発見と重度化等予防の推進

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関等と連携し、疾病や障がい等の早期発見と治療、精神保健対策の充実に努めるとともに、母子保健と連携し、発達の遅れ等に早期に気づき支援につながる体制の充実に努めます。

(2) 精神保健・医療施策の推進

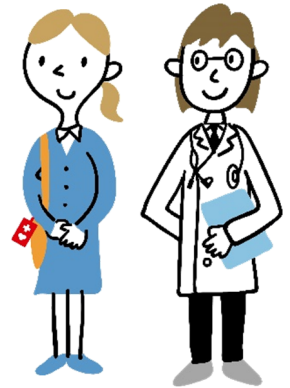
医療機関とも連携し、住み慣れた地域で心身機能の維持や回復にむけた医療・リハビリテーションを受けることができる体制の充実に努めます。

また、自殺対策の取り組みとも連携し、こころの健康づくりや精神保健福祉の向上に取り組みます。

(3) 保健・医療・福祉の充実と連携の強化

医療が必要な障がいのある人や医療的ケア児、また難病患者が、安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉が連携した包括的な支援の提供を推進します。

また、精神障がいのある人の地域生活を支援する体制の充実に努めます。



基本方針4 雇用と就労、多様な社会参加の推進

(1) 就労支援の推進

本人の生きがいづくりや地域での自立した生活を実現するために、特別支援学校や、熊本障害者職業センター、熊本県北部障害者就業・生活支援センター等の専門機関とも連携を図り、就労支援を推進します。

(2) 雇用・就労機会の拡充

雇用・就労機会の拡充に向け、本町における障がい者雇用の推進に取り組むとともに、広く、一般企業に対して障がい者雇用の拡大に向けた啓発等に取り組めます。

また、一般就労が困難な障がいのある人に対しては、日中活動の場の確保に取り組めます。

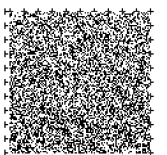
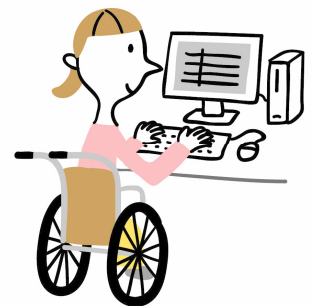
(3) 地域活動への参加の促進

障がいのある人=支えられる側の人という偏った視点で捉えず、障がいがあっても地域で役割を持ち、地域の中で認め合い支え合いながら生活できるよう、障がいのある人の地域活動やボランティアへの参加の促進に取り組めます。

(4) スポーツや文化芸術活動の振興

心身の健康増進にもつながるスポーツについて、障がいがあっても参加・加入しやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人の多様な個性や感性を表現する場として、絵画や音楽をはじめとした文化・芸術活動においても、参加や発表の機会の拡大に努めます。



基本方針5 安全・安心対策の推進

(1) 地域と連携した見守り体制の充実

障がいのある人が事件や犯罪に巻き込まれることのないよう、地域住民や事業者と連携した見守り・相談・通報体制の強化に取り組みます。

また、小中学校と連携した福祉教育を推進し、見守り支え合う心を持った児童生徒の育成に取り組みます。

(2) 避難支援体制の充実

近年、地震や大雨等の自然災害が全国的に頻発しており、障がいのある人の災害時の支援体制の充実は重要な課題となっています。

地域の自主防災組織や事業所等とも連携し、障がいのある人の避難支援体制の充実や、障がいに配慮された安心して避難できる避難所の整備に取り組みます。



(3) 防犯対策の充実

防犯対策に関して、全国的に比較的軽度の障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれたり、SNS等を通じたトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。学校や関係機関とも連携し、障がいのある人の防犯教育を推進するとともに、地域や事業所とも連携した見守りの一層の充実に努めます。



基本方針6 障がい児支援の充実

(1) 切れ目のない相談支援の推進

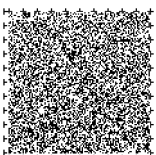
多様化する障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応できるよう、相談等の支援体制の充実に努めます。また保育・教育機関や障害児福祉サービスの事業所等と連携し、就学前から就学後・卒業後までを見据えた、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に努めます。

(2) 福祉的支援の充実

障害児通所支援等の福祉サービスの提供など、乳幼児期からの切れ目のない一貫した支援を推進するとともに、就学後も適切な支援を継続できる体制の充実に努めます。また、本人の特性を尊重し、適切な保育や教育を提供できる体制を強化します。

(3) 特別支援教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた、特別支援教育を推進するとともに、主に知的に障がいのない子どもについて、通常学級でも学べるような、インクルーシブ教育の実践にむけた環境の整備に取り組みます。また、特別支援教育コーディネーター等の専門職と連携し、一人ひとりの状況に応じた進路相談に取り組みます。



障害福祉サービスについて

障がいのある人の地域生活の支援に向けて、以下の事業に取り組むとともに、障害児入所支援や専門的な相談支援をはじめとして、熊本県とも連携し、サービスの提供・充実を図ります。

大津町

自立支援給付

介護給付【区分認定を要す】

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

訓練等給付【区分認定を要さない】

- 自立訓練(機能・生活)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型・B型)
- 就労選択支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助(グループホーム)

相談支援

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 補装具

地域生活支援事業(市町村)

- 理解促進研修・啓発
- 自発的活動支援
- 相談支援
- 成年後見制度利用支援
- 成年後見制度法人後見支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具の給付等
- 手話奉仕員養成研修
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- その他の日常生活又は社会生活支援

障害児支援(市町村)

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援

支援

熊本県

地域生活支援事業(都道府県)

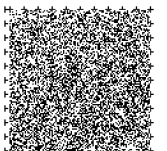
- 専門性の高い相談支援
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣
- 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整 等
- 広域的な支援

障害児支援(都道府県)

- 福祉型障害児入所支援
- 医療型障害児入所支援

自立支援医療(都道府県)

- 精神通院医療



計画の推進にあたって

(1) 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの推進

障がい福祉施策の推進において、本町における相談支援体制や障害福祉サービス等の提供体制の充実を図るとともに、県や近隣市町との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

また、取り組みの実施にあたっては、障害福祉サービスの事業所や社会福祉協議会、NPO 法人やボランティアを含めた民間福祉団体との協働による福祉の推進を図るとともに、地域における支援体制の充実に努めます。

また、障害福祉サービスの提供・利用にあたっては、事業所と利用者がお互いの尊厳を守り、良好な関係で、サービスの提供・利用ができるよう、広報・啓発を推進するとともに、基幹相談支援センター等における相談機能を強化し、利用者・事業所の両者からの相談を一体的に受け付けます。

(2) 啓発・広報活動と福祉教育等の推進

障がいのある人が地域で豊かで自立した生活を送り、社会参加できる環境を築いていくために、住民一人ひとりの障がいに対する正しい理解と認識を深めることを目的とした広報・啓発活動と福祉教育・ボランティア活動を推進します。

(3) 計画の進行管理について

本計画を着実に進めていくため、計画の進行管理については、計画の策定(Plan)、計画に基づく取り組み(Do)、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価したうえで(Check)、その後の取り組みを改善する(Action)、一連のPDCAサイクルにより行います。

また、社会情勢の変化、各種制度、法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

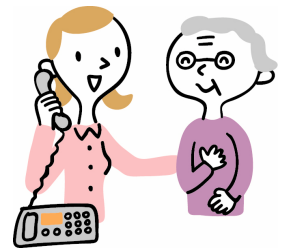
お問い合わせについて

ご自身またはご家族に障がいがあり、困りごとや悩みを抱える方、どうしても不安や生きづらさを抱える方、不登校やひきこもりの人のご家族からの相談を受け付けています。

また、こどもの発達や育てづらさなど、「ひょっとしたら」という不安等があれば、以下の窓口までご相談ください。

相談員が話をうかがい、必要に応じて専門機関等とも連携しながら、利用できるサービスや支援、申請方法等についてもご案内します。

ひとりで悩まず、
まずはご相談ください。



大津町障がい者基本計画・第7期大津町障がい福祉計画・第3期大津町障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 大津町 福祉課 障がい福祉係

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津 1233 番地

TEL:096-293-3510 FAX:096-292-1234

